

下請負に関する運用ガイドライン

下請契約に関して、建設業法及びその関連通達のほか、宇城市下請契約報告事務取扱要領の運用について具体的な方針を定めましたので、本運用ガイドラインを通読の上、適正な施工体制の構築に努めて頂くようお願いします。

1. 下請契約について

- (1) 建設業法に規定する「下請契約」とは、建設工事の全部又は一部の完成を目的として締結される請負契約のため、建設工事の完成と直接関係のない請負行為等を目的とする契約は、下請契約に該当しません。

以下に示す例は下請契約に該当しないため、下請報告書の提出は必要ありません。

例① ダンプトラックによる土砂の運搬や生コンの輸送。

ただし、残土置き場における敷均しやコンクリート圧送、打設を含む場合は、建設工事の完成を目的とした行為と考えられるため下請契約が必要となります。

例② 警備会社との契約による交通整理員の派遣。

例③ 建設機械のリース契約。

ただし、オペレーター付きでリース契約をした場合は、建設工事の完成を目的とした行為と考えられるため下請契約が必要となります。

例④ 資材メーカーと取り交わした資材の製造、搬入を内容とする契約。

ただし、トラッククレーンによる現場への設置までを内容とする契約の場合は、建設工事の完成を目的とした行為と考えられるため下請契約が必要となります。

- (2) オペレーター付きリース契約や、他の建設会社から作業員の労務提供を受ける場合、建設業務は労働者派遣法第4条において、労働者派遣法違反となる恐れがありますので、適正な下請契約を締結して下さい。
- (3) 下請契約は総価による契約が原則です。やむを得ず単価による契約を締結する場合は、支払条件、支払方法等が標準契約約款とは異なりますので十分留意して下さい。

2. 一括下請負について

- (1) 「一括下請負」とは、元請負人がその下請契約の施工に実質的に関与していると認められる場合を除き、次の場合をいいます。

○請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合。

(下記事例を参照)

例① 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事の全てを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に請け負わせる場合

例② 住宅の新築工事において、建具工事以外のすべての工事を1社に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

○請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合。(下記事例を参照)

例① 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうち1戸の工事を1社に下請負させる場合

例② 道路改修工事2キロメートルを請け負い、そのうち500メートル分について施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その工事を1社に下請負させる場合

- (2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導(施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等)を行うことをいいます。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当しません。

具体的には、元請負人が選任した監理技術者又は主任技術者（元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者）が現場に配置され、これらの技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来型・品質管理、完成検査、安全管理、下請負人の施工調整・指導監督等のすべての面において、主体的な役割を果たしていることが必要です。

- （３）一括下請負の禁止は、直接元請負人と１次下請人のみならず、２次、３次の下請負にも適用されます。

３．建設業の許可について

- （１）建設業法が規定する許可を要しない軽微な工事の範囲は、工事１件の請負代金額が５００万円未満（建築一式工事に該当する場合は１，５００万円未満又は延べ面積が１，５００平方メートル未満の木造住宅）の工事です。
- （２）元請負人が材料を提供し、下請代金の額に材料の価格が含まれない下請工事にあつては、材料の市場価格等を当該下請契約の代金に加えた額で判断します。

４．市内業者の活用について

建設工事の施工に伴う工事資材の調達及びその工事の一部を他人に請け負わせて施工させる場合には、可能な限り宇城市内に事務所を有する業者を活用するよう努めて下さい。

５．下請負人の選定について

- （１）宇城市下請契約報告事務取扱要領第３条により、宇城市内に事務所を有する者を優先的に選定するようお願いしていますが、下請負人を選定する際は、以下の事項に留意して下さい。
- ① その建設工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であること。
 - ② 宇城市工事指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱に基づく指名停止措置を受けているものでないこと。
 - ③ 過去における工事成績が優良であること。
 - ④ その建設工事を施工するに足る技術力を有すること。
 - ⑤ その建設工事を施工するに足る労働力を確保できると認められること。
 - ⑥ その建設工事を施工するに足る機械器具を確保できると認められること。
 - ⑦ その建設工事を施工するに足る法定資格者を確保できると認められること。
 - ⑧ 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
 - ⑨ 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
 - ⑩ ひとつの事業場に常時１０人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届けていること。
 - ⑪ 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
 - ⑫ 賃金不払いを起こす恐れがないと認められること。
 - ⑬ 取引先企業に対する代金不払いを起こす恐れがないと認められること。
- （２）元請負人は、請け負った工事の入札に参加した他の建設業者（相指名業者）を下請負人として選定しないように努めて下さい。

相指名業者は、元請負人より高い価格を入札時に提示しており、たとえ当該工事の一部に限定して下請負を受注するとしても、入札に際して見積もった金額より低い金額で受注することが一般的であり、社会通念上不自然な現象であると考えられます。

また、相指名業者間での下請関係をむやみに認めることにより、入札前に下請負をさせることを約束して、あるいは下請負することを約束させて、特定の業者が受注し、あるいは特定の業者に受注させる等の、業者間における不正行為が生じる可能性が高いと考えられます。

6. 不当に低い下請代金の禁止について

- (1) 建設業法第19条の3においては、発注者が有利な立場を利用し、不当に低い請負代金（通常必要と認められる原価に満たない金額）で施工させることを禁止しています。

建設工事の請負契約の当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません。

不当に低い請負代金で契約を締結することになれば、施工方法や工程等に無理な手段、期間等の採用を強いることとなり、手抜き工事、不良工事等の原因ともなりかねないので、適正な金額での契約を行って下さい。

7. 適正な代金の支払いについて

- (1) 特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人は除く。）からの引渡の申し出があつてから、50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければなりません。

また、元請人は、出来形部分または完成後において、注文者から支払いを受けたときは、下請負人に対して1ヵ月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならないとされています。

特定建設業者は、上記の両方の義務を負うので、いずれか早いほうが実際の支払日になります。

- (2) 元請人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集、その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

- (3) 請負代金の支払は、できる限り現金払いとし、現金払いと手形を併用する場合であっても、支払い代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払いとしなければなりません。

特に本市からの前払金は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず、前払金制度の趣旨を踏まえ、下請負人に対して相応する額を、速やかに現金で前金払するよう十分な配慮をしなければなりません。

- (4) 手形期間は、60日以内で、できる限り短い期間としなければなりません。また、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはなりません。

8. その他

宇城市工事請負建設業者等選定要綱の第6条では、指名競争入札通知後に一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確である場合は、当該指名を取り消すものとしていますので、常時適正な下請関係に努めて下さい。

9. 適用

宇城市発注全ての建設工事に適用します。

(平成27年4月1日施行)

(令和6年12月1日改正)